

お知らせ

令和8年4月1日より、次の手続きにおける「市町経由」を廃止します。

- ①建築確認申請
- ②(建築)工事届
- ③(建築)除却届

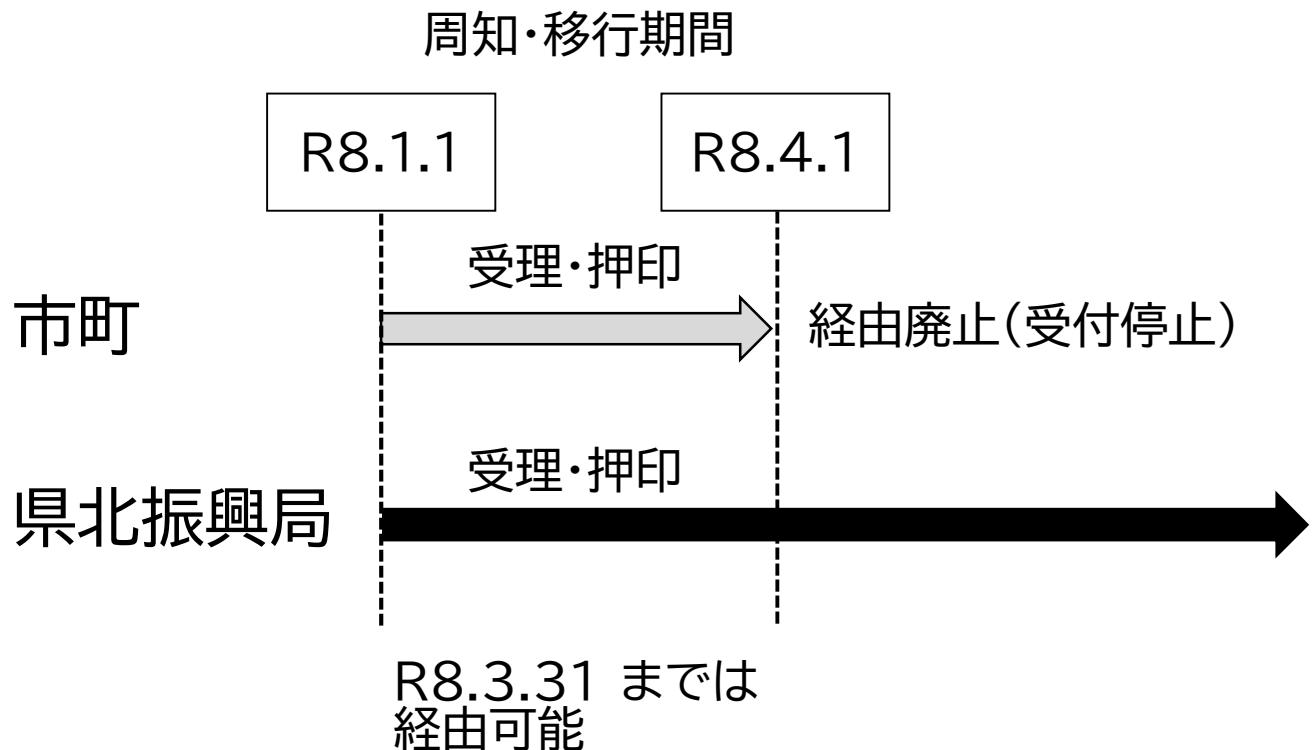
【周知および移行期間】

令和8年1月1日～令和8年3月 31 日

【注意点】

- ・令和8年4月1日以降は、県北振興局管内の市町(平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町および佐々町)の窓口では受理しませんので、県北振興局に持参してください。
- ・「周知および移行期間」においては、市町の窓口でも受理します。
- ・「③(建築)除却届」は電子申請も可能ですので、是非ご利用ください。(裏面にQRコードを掲載しています。)

【手続きの流れ】



【お問い合わせ】

長崎県県北振興局建築課 指導開発班

T E L:0956-23-1816(直通)

e-mail:hokushin-kenchiku@pref.nagasaki.lg.jp

(建築)除却届

QR コード



リサイクル届 + 除却届

QR コード

